

介護保険料の減免 (65歳以上の人)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したなど、一定の条件に当てはまる65歳以上の人に対し、申請により介護保険料を減免します。

●対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業、不動産、山林、給与の収入）の減少が見込まれ、次のいずれにも当てはまる人

◇世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

◇世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

●減免額

①全額②一部または全額
※計算の結果、減免されない場合があります。

●対象となる保険料

令和2・3年度分の保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限があるもの

●申請方法

申請書類（申請先で配布または市ホームページからダウンロード）に、①は医師による死亡診断書や診断書など、②は収入を証明する書類などを添えて提出または送付



●申請と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当
☎(580)1860

後期高齢者医療保険の傷病手当金の申請を受け付けます

後期高齢者医療制度に加入する被用者が、新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いがある場合、休業しやすい環境を整備するため、傷病手当金を支給します。

●対象者

福岡県後期高齢者医療制度に加入し、会社に勤めて給与の支給を受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染の疑いがある人

※無症状の濃厚接触者や、自粛要請・事業主の指示などで働けなかった場合は対象外です。

●支給期間

感染または感染の疑いがあることで働けなくなった日より3日を経過した日（4日目）から、働くことができるようになった日の前日まで

※勤務を予定していない日は除く。

●支給額（金額の算出方法）

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額×3分の2×支給対象となる日数

※給与などの全部または一部を受け

ることができる場合は、支給額を調整する場合や、支給されない場合があります。

※1日あたりの支給額には限度があります。

●適用期限

9月30日（木）
※入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

●申請方法

申請書に必要事項を記入の上、医師の意見書（医療機関を受診した場合）および事業主の証明書を添付して提出。

※申請書は、市または福岡県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードするか、問い合わせてください。



市ホームページ

●申請と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当
☎(580)1860